

令和7年度みなと新技術チャレンジ提案制度 第2弾 応募要項

「令和7年度みなと新技術チャレンジ提案制度 第2弾」に応募する場合には、令和7年12月16日（火）に実施した「令和7年度みなと新技術チャレンジ提案制度 第2弾」のイベントに参加し、以下の（1）～（15）について承諾できることが条件になります。

- （1）協定締結前に、事業者の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）の写し、個人事業主の場合は開業届の写しの提出ができること。団体の場合には、代表者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）の写しまたは、開業届の写しの提出ができること。
- （2）協定締結前に、別紙1「プロジェクト提案書」を作成し、区へ提出ができること。
- （3）プロジェクト提案前に製品・サービスのアイデアが具体化しており、実証実験期間中（令和8年3月末まで）に試行ができること。また、システム構築等に要する期間を提案時に明示すること。なお、実証実験の期間が令和8年3月末までに終わらない場合には、協議の上、区が認めた場合には延長を可能とする。
- （4）実証実験にかかる費用について、協定で定めた役割に応じた経費を負担すること。
費用負担については、別紙2「協定書（案）」及び別紙3「支援の内容について」を確認すること。
- （5）実証実験について、区との協定の定めに同意できること。協定については、別紙2「協定書（案）」を必ず参照すること。
- （6）令和8年3月末までに、実証実験を実施し、報告書で成果報告ができること。なお、報告書の内容については別途協議します。なお、実証実験の期間が令和8年3月末までに終わらない場合には、協議の上、区が認めた場合には延長を可能とする。
- （7）原則として、区内を対象にしたエリアで実証実験ができること。
- （8）複数社の共同提案の場合には、区との協定を締結する代表者を決定できること。
- （9）実証実験を開始する際に事業者等の団体名を公表することに同意できること。（複数社の共同提案の場合には、すべての事業者等の名称を公表することに同意できること）
- （10）実証実験の調整期間、実施期間において、区（区が「みなと新技術チャレンジ提案制度」の事務局運営を委託した者を含む。）が必要と判断した求めに対応できること。
- （11）実証実験の実施者として採択された場合、実証実験の実施後に区が求める形式にて

成果報告を行うこと。

- (12) 実証実験の実施者として採択された場合、実証実験を実施するにあたり、守秘義務及び個人情報の保護の取り扱いを十分に遵守すること。
- (13) 実証実験を通じて取得した各種情報は、原則、個人を特定できない形に編集した上で、区に共有・提供すること。
- (14) 提案に要する経費や事前協議に関する経費について、区はいかなる経費も負担しないことに同意できること。
- (15) その他
 - ・提出書類について開示請求があった場合には、港区情報公開条例（平成元年港区条例第2号）に基づいて公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示等の手続きをさせていただきます。
 - ・個人情報の取り扱いの委託について、区は利用目的の範囲内において、区以外の第三者に個人情報の取り扱いを委託することができます。その場合には、関係法令に基づき、十分な個人情報保護の水準を備える者を選考し、契約等によって個人情報の保護水準を厳守するよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

